

<報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和8年4月1日

指定管理者制度における「スライド制度」の導入について

埼玉県の指定管理者制度導入施設の適切かつ安定的な運営を図るため、指定管理者選定時の賃金及び物価水準等の指標に1%を超える変動が見られた場合に、その変動の影響を翌年度の指定管理料に反映させる「スライド制度」を導入します。

1 対象施設

指定管理者制度を導入している全ての施設を対象とします。

2 対象経費

人件費、業務委託費及び光熱水費・燃料費（消費税及び地方消費税を除く）

3 適用開始時期

令和9年度以降に指定管理期間が開始する指定管理者（令和8年度以降に指定の告示を行った指定管理者）に対して適用します。

4 スライド制度の基本的な考え方

指定管理期間2年度目以降の指定管理料の積算に用いた対象経費に係る賃金及び物価水準等の指標が、申請年度に比べ、1%を超える変動がある場合に、その変動率を用いて、年度ごとの反映上限額を算定します。詳細は、5のURLから「指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き」を御確認ください。

5 指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き URL

<https://www.pref.saitama.lg.jp//a0104/kaikaku-shitei/shiteikanrislide.html>